

5 各種申請等

申請（届出）の窓口

種 類	内 容	申請(届出)の窓口
(特別管理) 産業廃棄物 収集運搬業	政令市 ^{※1} 内を含む福岡県域で収集運搬を行う	福岡県内の各保健福祉環境事務所 ^{※2}
	政令市内で積替え保管を行う 又は、一の政令市内のみで収集運搬を行う	各政令市 ^{※3}
(特別管理) 産業廃棄物 処分業	政令市を除く福岡県域で処分を行う	福岡県内の各保健福祉環境事務所 ^{※4}
	政令市内で処分を行う	各政令市 ^{※5}
産業廃棄物 処理施設	政令市を除く福岡県域で処理施設を設置する	福岡県内の各保健福祉環境事務所 ^{※4}
	政令市内に処理施設を設置する	各政令市

※1 福岡県内の廃棄物処理法の政令で定める市は北九州市、福岡市、久留米市です。

※2 駐車場、事務所又は取引先の最寄りの保健福祉環境事務所が窓口になります。

※3 申請先と異なる政令市や、政令市以外の県域での収集運搬は、別に許可が必要です。

※4 処分を行う事業場を所轄する保健福祉環境事務所が窓口になります。

※5 申請先と異なる政令市や、政令市以外の県域で処分業を行うには、別に許可が必要です。

(特別管理)産業廃棄物処理業関係

種 類	該当事項・対象者	提出時期	根拠法令
許可申請書	業を新規に行う	事業の用に供する 施設設置後 ^{※1}	法第14条 第1項、第6項
	許可更新	許可期限の概ね 60日前 ^{※2}	法第14条の4 第1項、第6項
事業範囲変更 許可申請書	事業範囲の変更	事業の用に供する 施設設置後 ^{※1}	法第14条の2 第1項 法第14条の5 第1項
廃止・変更 届出書	事業の全部又は一部の廃止	廃止・変更後10日以内(※登記事項の変更が必要な項目は、 30日以内)	法第14条の2 第3項 法第14条の5 第3項
	住所その他環境省令で定める事項の変更		
欠格要件 該当届出書	欠格条項に該当	該当後2週間以内	
産業廃棄物 処理実績報告書	処理業者	次年度の 6月30日まで ^{※3}	県施行細則第14条 第2項

※1 申請(又は届出)の際には、必ず事前に申請窓口にご相談ください。

県ホームページ: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sanpaishinsei.html>

※2 県、北九州市、福岡市、久留米市で取扱いが異なる場合がありますので申請窓口にご確認ください。

※3 県、北九州市、福岡市、久留米市ともに提出期限は同一です。

処理業許可申請に関する講習会

処理業許可申請又は更新許可申請の際は、処理業の種類に応じた許可申請に関する講習会を修了していなければなりません。

- 収集運搬業（産廃・特管）
- 処分業（産廃・特管）

新規講習会修了証の有効期間・・・5年

更新講習会修了証の有効期間・・・2年

【講習会の受付機関】

JWセンター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）

Web受付：<https://www.jwnet.or.jp/workshop/application/index.html>

産業廃棄物処理施設設置者関係

種 類	該当事項・対象者	提出時期	根拠法令
設置許可申請書	産業廃棄物処理施設を新たに設置する場合	事前に※1（条例手続きが必要な場合は手続終了後※2）	法第15条第1項
変更許可申請書	産業廃棄物処理施設を変更する場合（軽微な変更を除く）		法第15条の2の6第1項
使用前検査申請書	設置許可、変更許可を受けた後、施設が竣工し、使用前検査を受ける場合	施設竣工後	法第15条の2第5項 法第15条の2の6第2項
定期検査申請書	焼却施設、PCB処理施設、石綿溶融施設、最終処分場設置者（直近の使用前・定期検査から5年3月以内に検査を受けなければならない）	あらかじめ	法第15条の2の2第1項
軽微変更等届出書	産業廃棄物処理施設に軽微な変更等があった場合 施設を廃止・休止・再開した場合	遅滞なく	法第15条の2の6第3項

※1 申請（又は届出）の際には、必ず事前に申請窓口にご相談ください。

様式のダウンロードはふくおか電子申請サービスをご活用ください。

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp>

※2 県、北九州市、福岡市、久留米市で取扱いが異なりますので申請窓口にご確認ください。

条例手続き：「福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」に基づく手続き

マイナンバー制度導入に伴う、 住民票の写し等の取扱いについて

各種申請等に添付される
住民票の写し等について
は、**個人番号が記載され
ていないもの**を提出してく
ださい。



優良産廃処理業者認定制度（1）

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした
優良な産廃処理業者を認定する制度

＜認定を受けるメリット＞

- 許可の有効期間が7年間に延長
- 許可証などにより排出事業者へPRが可能
- 許可申請時の添付書類を一部省略可能 等

優良産廃処理業者認定制度（2）

＜優良認定業者認定基準＞

次の基準の**すべてに適合**していることが必要

- 1 実績と遵法性
- 2 事業の透明性
- 3 環境配慮の取組
- 4 電子マニフェストの利用
- 5 財務体質の健全性

※ 詳しくは申請窓口にお尋ねください。

産業廃棄物処理業者等に対する行政処分

- 産業廃棄物処理業の事業停止命令、許可の取消し
- 産業廃棄物処理施設の改善命令、使用停止命令、設置許可の取消し
- 改善命令
- 処理基準違反に基づく措置命令
- 排出事業者に対する措置命令
- 許可取消しを受けた者等に対する措置命令
- 事故時の措置に対する命令
- 事故時の応急措置に対する命令

※ 下線部については、平成27年度以降、県による行政処分事例あり。

※ 福岡県では、法令に基づく行政処分の対象となった事業者名及び処分内容を、県のホームページで公表しています。（県条例第19条第2項）

行政処分対象事業者の公表

令和6年度

〇〇株式会社

処分の年月日：令和〇〇年〇月〇〇日

行政処分の内容：産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

詳細（〇〇株式会社）[PDFファイル／00KB]

ご視聴ありがとうございました。

